

鹿児島県の元気な生産者が大集合。
おいしいたのしいマーケット、今年もオープンです!

第8回 ｺﾌｧｰﾏｰｽﾞ ﾏｰｹｯﾄ 2018

出店募集要項

日 時：平成30年12月1日(土) 10:00～16:00
2日(日) 10:00～15:30

場 所：ウォーターフロントパーク(ドルフィンポート前)

**出店誓約書(出店申込書)提出期限：平成30年9月7日(金)
17:00まで**

- 申込方法、提出書類・提出期限、出店料、備品・
電気申込のご入金期限と振込先…………… P.1
- 出店社説明会、出店料・小間仕様…………… P.2
- 備品・電気申込参考、役所等への各種申請…………… P.3
- 火気使用上の注意、アルコールの販売、水道、電気、
ゴミ処理、トイレ…………… P.4
- 夜間警備、出店社駐車場、搬入・搬出…………… P.5
- 会場内での車輛の展示・設置、諸注意、その他…………… P.6
- テントの配置及び車輛搬入・搬出経路等のイメージ…………… P.7
- 保健所申請参考資料…………… P.8～10
- 露店等の開設届出書記入例…………… P.11

問い合わせ先：アコルデ株式会社 担当：野原・神崎
〒890-0063 鹿児島市鴨池1丁目59-26 2F
TEL：099-204-9001/FAX：099-204-9002

保健所申請先：鹿児島市保健所生活衛生課食品衛生係
〒892-8677 鹿児島市山下町11-1
TEL：099-803-6885

主催者：鹿児島県農業法人協会 担当：坂口、山野
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁11F TEL：099-286-5815/FAX：099-286-5816

申込方法

必ず本出店募集要項を熟読の上、規定書類に必要事項をご記入いただき、申込・ご入金ください。

- 1 出店募集要項を確認の上、下記表の提出書類のうち①出店誓約書（出店申込書）を9月7日までに提出してください。その後、②～⑧の関係書類をお送りしますので、それに沿って②③④⑤各種申請書、⑥の申込書、⑦保健所申請書をそれぞれ期限までにご提出ください。
- 2 出店料などのお支払いは、期限までに指定の口座にご入金ください。
- 3 出店誓約書・各種申請書・申込書の提出及びご入金の確認をもって申込完了といたします。

提出書類・提出期限

提出書類		対象	提出先	提出期限
①	出店誓約書（出店申込書）	出店する全社	アコルデ株式会社	9月7日(金)
②	販売品目申請書	出店する全社		10月16日(火)
③	火気・電気申請書	必要な方のみ		
④	露店等の開設届出書	火気を使用する方のみ		
⑤	車輛に関する申請書	必要な方のみ		
⑥	備品・電気申込書	必要な方のみ		
⑦	保健所申請書	※保健所申請書の控えをアコルデにFAXして下さい。	鹿児島市保健所	11月22日(木)
⑧	出店キャンセル申請書	出店する全社	アコルデ株式会社	提出書類をご確認ください

出店料、備品・電気申込のご入金期限と振込先

入金項目	対象	振込先	振込期限
基本出店料	本会員以外の出店する全社	アコルデ株式会社	10月31日(水)
出店料	大型テント・屋内テント・ワークスペース申込の全社		
備品・電気料	申込された方のみ		

- 1 鹿児島県農業法人協会会員は、基本出店料（5,000円）が無料となります。
- 2 振込手数料は出店社様のご負担となります。
- 3 提出書類のうち②③④⑥を受理後に請求書を送付します。ご入金は、請求書に記載された振込口座へお願いします。
- 4 出店をキャンセルされる場合は、必ず提出書類のうち⑧出店キャンセル申請書をアコルデ株式会社へご提出ください。ただし、11月1日（木）以降のキャンセルについては、キャンセル料が発生します。
- 5 ご入金いただいた金額については、事前の広報PR等の経費も含むため、不慮の事態などで中止となった場合もご返金はできません。予めご了承ください。

出店社説明会

出店される方は必ずご出席ください。

日程：平成 30 年 10 月 23 日（火） 13 時 30 分～ 16 時 30 分

会場：鹿児島県社会福祉センター 7 階 「第 3 会議室」

出店料・小間仕様

- 1 鹿児島県農業法人協会会員は、基本出店料（5,000 円）が無料です。
- 2 販売店・販売形態によって選べる小間の種類が異なります。保健所にご確認いただき保健所の許可が必要な出店社様は、その要件に適合した小間仕様をお選びください。
- 3 提出書類のうち①出店誓約書でお申込みください。（出店位置は主催者一任です）
- 4 出店には、下表の基本出店料 + 出店タイプ別出店料の合計した額が必要です。

基本出店料

5,000円

鹿児島県農業法人協会会員は、基本出店料が無料です。

出店タイプ別出店料

タイプ	小間仕様	広さ	付属品	出店料
A	大型テント内	横 3m × 縦 2.7m	テーブル 1 枚 (横 1.8m × 縦 0.6m) ビニールクロス 1 枚 パイプ椅子 1 脚 出店ブース表記看板 1 枚 (横 15cm × 縦 60cm)	10,000 円
B	屋内テント (コの字型側幕付き)	横 3.6m × 縦 3.6m	テーブル 1 枚 (横 1.8m × 縦 0.6m) ビニールクロス 1 枚 パイプ椅子 1 脚 出店ブース表記看板 1 枚 (横 60cm × 縦 15cm)	15,000 円
C	青空スペース (テントなし)	横 3.6m × 縦 3.6m	出店ブース表記看板 1 枚 (横 15cm × 縦 60cm)	無 料
D	ワークスペース	横 3.6m × 縦 3.6m	出店ブース表記看板 1 枚 (横 60cm × 縦 15cm) ※物販以外となります	5,000 円

※上記の付属品以外は出店社様でご準備ください。

※別途追加備品の申込も承ります。

備品・電気申込参考

備品・電気一覧

番号	項目	サイズ		単価	備考
		縦	横		
1	テント	3.6m	3.6m	12,000円	2間×2間
2	テント(大)	3.6m	7.2m	15,000円	2間×4間
3	側幕	1.8m	3.6m	1,600円	2間サイズ
4	側幕(大)	1.8m	7.2m	3,000円	4間サイズ
5	机	1.8m	0.6m	900円	クロス付き
6	コンパネ	1.8m	0.9m	900円	リース
7	コンパネ	1.8m	0.9m	2,700円	新品
8	耐火ボード	0.45m	0.45m	2,000円	
9	パイプ椅子			300円	
10	電気(コンセント)	1000W		11,000円	1口
11	ガスコンロ	2連コンロ		13,000円	8kg容量ガスボンベ付き
12	消火器	ABC10型		3,000円	

役所等への各種申請

- 1 提出書類のうち②販売品目申請書に、商品内容やパッケージの状態、販売時の陳列保管状態をご記入ください。
- 2 食品の取扱いは、鹿児島市の食品衛生法施行条例の基準に従い行うものとします。この基準に反する食品については、販売等を制限する場合があります。また、出店が不可能な場合がありますので、予め各出店社様の責任で保健所にご確認ください。
- 3 各出店社様は、出店小間内で冷凍・冷蔵設備を準備するなど衛生管理に十分な対策を行ってください。

保健所への申請 (各出店社様で対応)	提出書類のうち②販売品目申請書を必ずアコルテ株式会社へFAXしてください
	保健所申請書の控えをアコルテ株式会社へFAXしてください
	保健所の指導による備品等は不足のないようにご準備ください
消防署への申請 (アコルテ株式会社とりまとめ)	会場内で地面での直火は禁止されています。必ず耐火ボードやコンクリートブロックなどで養生してください
	テーブルの上や側幕近くで火気を仕様する場合は、必ず耐火ボードで養生してください
	消防署の指導による備品は出店社様でご準備ください
	提出書類のうち③火気・電気申請書をアコルテ株式会社へFAXしてください
	火気を使用する出店社様は、提出書類のうち④露店等の開設届出書をアコルテ株式会社へFAXしてください

火気使用上の注意

火気のご使用に関しては、出店社様の責任において十分な注意と管理をお願いします。

消火器	火気（発電機を含む）を使用する出店社様は、必ず消火器を備えてください
燃料・機器の手配	各出店社様で手配してください
防火対策	ガスボンベの転倒の防止対策を行うとともに、絶対にガス漏れ・火災などのないようになしてください
	火気の周囲や床面に必ず防火対策を行ってください
	机や芝生、床面で直接、火気の使用はできませんので、必ずブロックや耐火ボードなどで養生・防火対策を行ってください
	炭などは完全な消火までしっかり確認してください
	ガス不使用時は、ガスボンベ等の元栓を閉じてください

アルコールの販売

必ず、各出店社様で税務署へ臨時営業許可の申請を行ってください。

水道

- 1 共同水道が1箇所ございます。（場所は出店社説明会でお知らせします）
- 2 節度のある使用をお願いします。（使用後は、蛇口は確実に閉めてください）
- 3 シンクを使用した後は、必ず使用者の責任で清掃してください。

電気

- 1 提出書類のうち⑥備品・電気申込書で申込みください。（有料）
- 2 供給できる電源種は、家庭用（100V）のコンセントタイプのみです。これ以外は準備できません。
- 3 通電について

前日 / 11月30日（金）	なし（通電はできません）
1日目 / 12月1日（土）	7：30～夜間通電（冷凍・冷蔵のみ予定）
2日目 / 12月2日（日）	夜間通電～16：30（予定）

※発電機を持ち込む場合は、提出書類のうち③火気・電気申請書で申し込みください。

ゴミ処理

- 1 ゴミは各出店社様でお持ち帰りください。
- 2 各開催日終了後、ゴミは出店小間内に放置しないでください。（カラス・猫などへの対策）
- 3 氷・油・炭などは芝生などに放置しないでください。（一般者の事故につながります）

トイレ

会場周辺の既存施設のみです。臨時トイレは準備していません。

夜間警備

11月30日(金) 19:00 ~ 12月1日(土) 7:00

12月1日(土) 19:00 ~ 12月2日(日) 7:00

※1. イベント終了後から夜間警備が入るまでは、アコルデ株式会社が対応します。

夜間警備を配置しますが、盗難対策は各出店社様の責任で行ってください。

※2. 主催者は夜間の悪天候などに対応できません。テントブースに屋根はありますが、風雨対策は各出店社様の責任で行ってください。

※3. 商品はブルーシート等で覆ってください。なお、使用するブルーシート等は出店社様でご準備ください。

出店社駐車場

1 希望される場合、提出書類のうち⑤車輛に関する申請書で申請ください。

2 申請された各出店社様へは、開催1ヶ月前頃に許可証を送付します。

3 出店社駐車場の場所は、出店社説明会でお知らせします。

4 申請車台数は、1小間の出店に対して1台限りです。

搬入・搬出

1 搬入・搬出時や駐車場などでの事故に関しては、各出店社様の責任でご対応ください。

2 周辺の道路に駐車しての搬入・搬出は禁止します。

3 歩行者・車輛などの安全に配慮し、譲り合ってすみやかに作業してください。

4 警備員・運営スタッフの誘導・指示に従ってください。

宅配業社の利用	荷物の受け取り、発送は各出店社様で行ってください(主催者はお受けしません。なお、ヤマト運輸がイベント会場内に出店する予定です)	
車輛侵入・通行禁止区域	芝生・ボードウォーク(木製)内は車輛進入禁止です(業者へ依頼する場合は、伝達の徹底をお願いします)	
搬入・搬出許可証	提出書類のうち⑤車輛に関する申請書で申請された出店社様へ、開催1ヶ月前頃に許可証を送付します	
	許可証のない車輛は会場及び駐車場へ進入できませんので、必ず、許可証をフロントガラスの見える位置に常時掲示してください	
車 輛	搬入経路が狭いため、車両の台数は最低限で申請してください(多数の場合、台数の調整を行います)	
	2トンクラス以上の車輛の進入はできません	
経 路	10月23日(火)の出店社説明会でお知らせします	
搬入・搬出時間	開催前日	11月30日(金) 13:30~17:00
	開催日	12月1日(土)・2日(日) 7:30~8:50 ※両日とも全車輛を9時までに退場させてください
	開催終了後	16:00以降主催者より進入許可のアナウンスをします 最終日の午後5時までに全撤去してください 各出店社様の責任者はゴミの放置や忘れ物がないように、全撤収後に再度確認をお願いします。

会場内での車輛の展示・設置

- 1 提出書類のうち⑤車輛に関する申請書をご提出ください。ただし、展示・設置を許可できない場合もありますのでご了承ください。
- 2 車輛の設置場所は主催者一任とさせていただきます。(ボードウォークには設置できません。)
- 3 車輛を芝生内に展示・設置するために乗り入れる際は、出店社様でコンパネを芝生上に置き、その上を歩いて芝生内に移動してください。また、芝生内の車輛展示・設置には、タイヤの下に養生用のコンパネを敷いてください。貸し出したコンパネは、使用后、必ず指示された場所にご返却ください。

諸注意

- 1 使用した炭などを、芝生上にばらまいたり、共同水道で洗浄することはできませんので、予め対策をお願いします。
- 2 気象状況の急変への対応は、必要に応じて各出店社様をお願いします。
- 3 物品・金銭のやりとり、事故などの対応は、会場内外問わず各出店社様の責任において行ってください。
- 4 盗難や万引き等の弁済責任は主催者では負いかねます。各出店社様の責任において管理してください。
- 5 来場者や会場施設等を傷つけた場合、その当事者の責任・負担となりますので、搬入・搬出を含め細心の注意をお願いします。場合によっては来年のイベント開催にかかわりますので、ご協力ください。
- 6 販売に関する購入者とのトラブル等は、各出店社様において責任を持って対応してください。
- 7 店舗の二次使用(又貸し)はできません。
- 8 設営・営業活動については、各店舗の範囲内で行ってください。

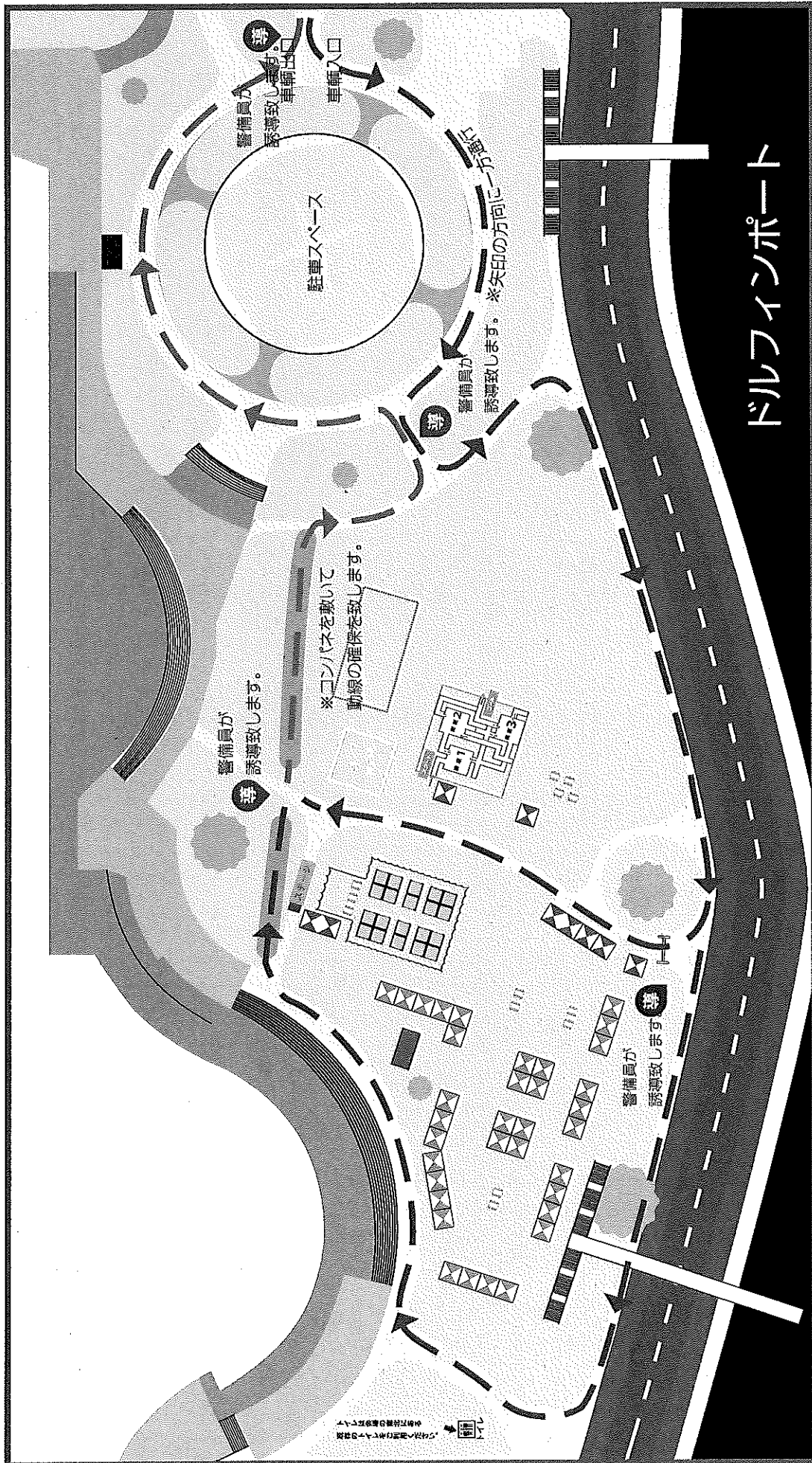
その他

- 1 個人情報
本イベントで取得する出店社様及び来場者等を含むすべての個人情報は、本イベントの運営及び事前・事後の主催者及びアコルデ株式会社からの各種ご案内以外には使用しません。
- 2 レンタル備品等
きれいに使用し、返却時は掃除してお返しください。
また、備品等に損害を与えた場合は、主催者が通知する損害額を賠償していただきます。
- 3 キャンセル料(基本出店料・出店料・備品・電気が対象)

キャンセル日	キャンセル料(料金に対する割合)
10月31日(水)以前	無料
11月1日(木)~11月21日(水)	50%
11月22日(木)以降	100%

※キャンセル料の返金は、振込手数料を引いた金額となります。

テントの配置及び車輛搬入・搬出経路等のイメージ



ドルフィンポート

イベント等で食品を提供する方へ

鹿児島市内で短期間(概ね10日以内)開催されるイベントにおいて、不特定多数の客に食品を調理して提供する場合と肉・魚・乳類を販売する場合には、鹿児島市保健所長の営業許可(臨時営業の許可)が必要です。

許可業種・申請手数料

営業できる業種と申請手数料は下記のとおりです。

業 種	申請手数料	提供できる食品(例)
飲食店営業(臨時)	4,000円	うどん、焼きそば、たこ焼き、コップに注いで提供するアルコール飲料
喫茶店営業(臨時)	2,400円	かき氷、コップに注いで提供するジュース
菓子製造業(臨時)	3,500円	たい焼き、ドーナツ、回転焼き
乳類販売業(臨時)	950円	乳類(一日の販売数が100本以内)
	2,400円	乳類(上記以外)
食肉販売業(臨時)	2,400円	包装された食肉(生食用を除く)
魚介類販売業(臨時)	2,400円	包装された魚介類

提供できる食品

提供できる食品は、原則、簡易な調理で、提供直前に加熱する食品や飲み物、かき氷等です。

※詳細については、9ページの「イベント等で提供できる食品の例」をご覧ください。

※ご不明な点については、お早めに鹿児島市保健所(生活衛生課食品衛生係電話:099-803-6885)にお問い合わせください。

食品の仕込み

食品の仕込みは、許可施設又はそれに準じた施設で行ってください。
ご家庭の台所等での仕込みはできません。

申請から許可まで

①事前相談

提供可能な食品、業種、申請手数料、必要な施設と設備についてご確認ください。

②営業許可の申請

申請に必要なものは下記のとおりです

- ・営業許可申請書 ・申請手数料
- ※法人の場合 登記簿謄本(登記事項証明書)
- ※井戸水等を使用する場合 水質検査成績書

申請書の配布、申請受付は
鹿児島市保健所生活衛生課の窓口で
行っています。メールやFAX、郵送での
受付はできませんので、ご注意ください。

③調査

基準に適合しているか、調査を行います。

④営業許可

基準に適合している場合、申請している営業期間について営業許可されます。
臨時営業(概ね10日以内)の許可は、許可証が発行されません。

⑤営業開始

営業開始後は、施設や設備が基準どおり維持管理されているかを点検し、食品の取扱いに十分留意して、安全で衛生的な食品を提供するよう心がけてください。

イベント等で提供できる食品の例

あくまでも例示です。提供の可否については調理工程によって個別の判断になりますのでご注意ください。
 ※ご不明な点については、お早めに鹿児島市保健所(生活衛生課食品衛生係電話:099-803-6885)にお問い合わせください。

●飲食店営業：簡易な調理工程により提供でき、供食前に十分に加熱された食品又は酒類等の提供

分類	留意事項
めん類 (うどん、そば、 ラーメンなど)	① 原則、直前加熱したものを提供すること。(そうめん、冷麺は不可) ② トッピングできる食品は、原則として既製品(生鮮品は除く)のみ、生の野菜等を使用する場合は、殺菌等を行ったもの(※1参照)を使用すること。 ③ 自家製麺は使用しないこと。
ごはん類 (カレーライス、 牛丼など)	① ご飯は、テント内で炊飯又は仕込み場所(※2参照)で炊飯したものをテント内で電気式機器で保温し、使用すること。 ② 具材は、直前加熱したものを提供すること。 ③ 具材は当日仕込み場所で仕込み、調理したものに限る。
バーガー類 (ホットドック、 ハンバーガーなど)	① カット済み、個包装のパンを使用すること。 ② 直前加熱した具材を挟むか、パンに具材を挟んだ後、直前加熱を行うこと。 ③ 生の野菜類を使用する場合には、市販のカット野菜又は殺菌等を行ったもの(※1参照)を使用すること。 ④ テント内でパン、野菜のカット行為は行わないこと。
焼き物 揚げ物	① 冷凍品または仕込み場所(※2参照)で下処理したものをテント内で直前加熱して提供すること。 ② 加熱後、タレ等をからめる行為は行わないこと。 ③ ソーセージ、ハム等の食肉製品は既製品に限る。(自家製は不可)
白熊	トッピングする果物は缶詰又は殺菌等を行ったもの(※1参照)を使用すること。
アルコール飲料	原則、市販品を注ぐのみ。(かき混ぜ行為は行わないこと。行う場合は、使い捨てのマドラーを使用すること。)

注)「おにぎり」については、既製品の販売しかできませんのでご注意ください。(テント内で「おにぎり」を握ることはできません)

●喫茶店営業：供食前に加熱調理する飲物の提供、酒類以外の飲物及びアイスクリーム類の小分け提供、削氷営業等

分類	留意事項
ホットドリンク (コーヒー、紅茶など)	
コールドドリンク	① 原則、市販品を注ぐのみ。(かき混ぜ行為は行わないこと。行う場合は、使い捨てのマドラーを使用すること。) ② その場で熱湯抽出したものに市販のロックアイスを加え提供することは可。 ③ 水出し行為は行わないこと。 ④ サーバー、ディスペンサー等は使用しないこと。
アイスクリーム ソフトクリーム	① 殺菌液状ミックスを原料としたソフトクリーム製造機を用いる場合は、作業場に洗浄設備及び100L以上の貯水タンクを備えること。 ② アイスクリーム類については、ディッシュアップ又はカセット式の機械による方法に限ること。ディッシュアップの場合、使用の都度、器具を洗浄消毒すること。
かき氷	味付き氷(ラクトアイス、果汁入り氷など)を使用する場合は、水道直結の設備を備えること。

●菓子製造業：簡易な加工により提供でき、供食前に十分に加熱された菓子の提供

分類	留意事項
回転焼き、たい焼き	
その他	① 原則、冷凍既製品を直前加熱し、提供すること。 ② テント内で生地を伸ばしたり、成形する行為は行わないこと。

※1:生の野菜、果物を使用する場合

仕込み場所において大量調理施設衛生管理マニュアルに準じた洗浄殺菌を行い、短時間で利用できる程度毎に清潔な容器等に小分けし冷蔵保管し、作業場においては小分けした食品用の電気式冷蔵設備を有すること。

※2:食品の仕込みをする場合

許可施設又はそれに準じた施設において行うこと。

●保健所申請参考資料 3 保健所申請書の記入例

記入例

太枠内を記入して下さい。

1		営業許可申請書 <鹿児島市臨時営業用> 平成 30年4月2日 鹿児島市保健所長 殿 食品衛生法第52条第1項の規定により、次のとおり申請します。	
申請者の住所 (法人にあつてはその主たる事務所の所在地) フリガナ	鹿児島市山下町11番1号 山下マンション 3階 301号室	申請者の氏名 (法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)	ホケンショ タロウ 保健所 太郎
生年月日	大平 50年4月1日生	営業の種類	飲食店営業(臨時)
営業所所在地 (イベント会場名)	鹿児島市 丁目○番○号ビル △△○ 番地 階 (○○公園)	営業所の名称 屋号又は商号	焼鳥 保健所屋
申請者の欠格事項	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないこと。	()	(なし) あり
	(2) 食品衛生法第54条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないこと。	()	(なし) あり
電話 営業所	無(公園の為)	自宅(本社)	XXX-XXX-XXXX
電話 担当者※	XXX-XXX-XXXX ※イベント会場で連絡可能な電話番号(山下)		

イベント名	営業期間
保健所フェスティバル	30年4月14日から 30年4月22日まで

調査者	調査者	調査者	領収者	本件は食品衛生法第51条の営業施設の基準に適合するか。 (する・しない)
/	/	/	円	

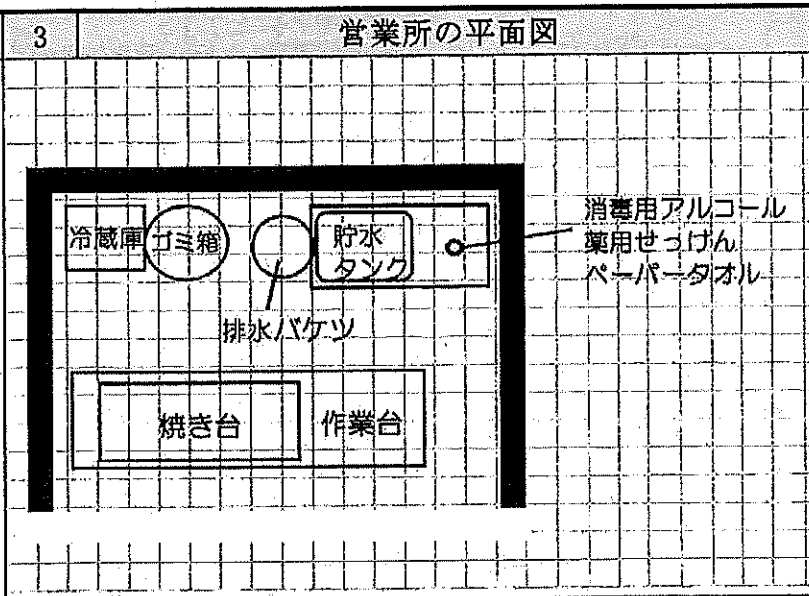
決 裁 欄				
所長	課長	係長	係	

許可番号	許可有効期間
指令生衛食第○号	年月日から年月日まで
許可条件	

供食前に加熱調理する食品を原則とするが、密栓された飲み物類、包装された食品(サシミ等を除く)及びかき米は支障ない

注1 記載事項 (1) 字は、インク等を用い、かい書ではっきりと記載すること。 (2) 申請者の欠格事項の欄は、法人にあつてはその業務を行う役員を含むものとし、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときはその内容を記載すること。 2 添付書類 (1) 法人にあつては、登記簿の謄本又は定款の写し (2) 水道水以外の水を使用する場合には、水質検査成績書	受付印
---	-----

2	営業設備の概要 <input checked="" type="checkbox"/> テント <input type="checkbox"/> その他() (屋根・側壁・支柱) <input checked="" type="checkbox"/> 手洗設備 (流水式 <input checked="" type="checkbox"/> 20・40・100L)・水道 (薬用 <input checked="" type="checkbox"/> せっけん) (<input checked="" type="checkbox"/> 消毒液) (<input checked="" type="checkbox"/> ペーパータオル) <input checked="" type="checkbox"/> 洗浄設備・排水 (<input checked="" type="checkbox"/> シンク・ <input checked="" type="checkbox"/> バケツ) その他) <input checked="" type="checkbox"/> 保管設備 (<input checked="" type="checkbox"/> 冷蔵庫) 冷凍庫・クーラーボックス・その他) <input checked="" type="checkbox"/> ふた付ごみ入れ
---	---



取扱い食品・調理法等	焼鳥(既製品にタレをつけて焼く)
------------	------------------

様式第18の2 (第12条関係)

露店等の開設届出書 **※記入例**

平成〇〇年〇月〇〇日			
鹿児島市消防局長 殿			
届出者			
住所 鹿児島市山下町〇〇番〇号 (電話 099-222-〇〇〇〇)			
氏名 消防 太郎 Ⓜ			
開設期間	自平成 30 年12月 1日 至平成 30 年12月 2日	営業時間	開始午後10時 00分 終了午後15時 30分
開設場所	ウォーターフロントパーク (鹿児島市本港新町 4-4)		
催しの名称	第8回農業法人ファーマーズマーケット2018		
開設店舗数	5店舗 (※火気器具を取扱う 店舗数を記載)	消火器の 設置本数	5本
現場責任者氏名	〇〇 〇〇 (電話 099-222-〇〇〇〇)		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	
※記入しないでください		※記入しないでください	

← 出店社様の
住所・電話・
氏名記入

← 当日の出店社
様の責任者の
氏名及び連絡
先記入

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人又は組合にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。